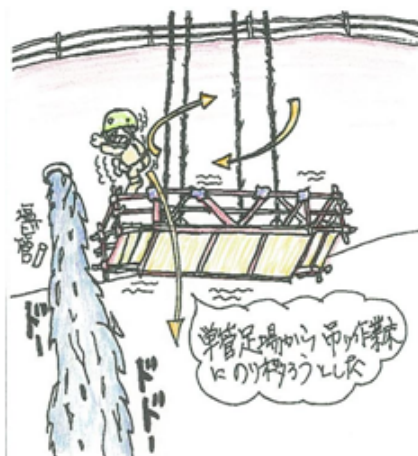


① 墜落転落

吊り足場上で安全帯を使用しなかったため 16m下の海に墜落

発生状況



吊り足場(ゴンドラ)に乗ってスカッパーパイプ(塩ビ管)を取り外そうと身を乗り出した際、ゴンドラが排水中のバラスト水に接触したため、バランスを崩し16m下の海へ墜落した

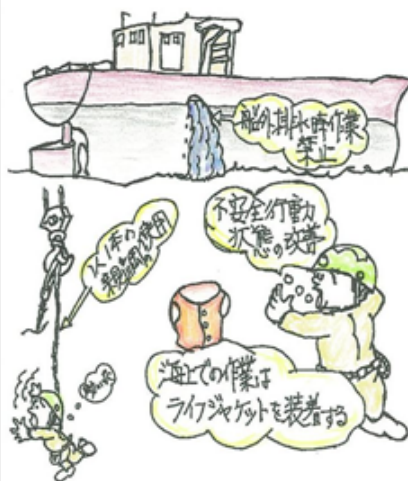
原因

- ✓ 吊り足場がバラスト排水に接触し回転した
- ✓ 安全帯を使用しなかった。海上作業で救命胴衣をしていなかった
- ✓ 海上作業における保護具着用の指導不足。工程調整の不備



防止対策

- ✓ スカッパーは船上から取外しできる構造に改善する
- ✓ 救命胴衣、安全帯の使用を徹底する
- ✓ 作業間の連絡調整を強化徹底する。海上作業に対する保護具の使用を徹底させる



POINT!

海上作業では救命胴衣！ 高所作業では安全帯！



DATA

発生年月日
2009.12.07

発生場所

艦装岸壁

作業名・作業内容

スカッパー
パイプ撤去

死傷病名

溺死

職種

塗装職

社/協

協力員

年齢

33才

経験年数

12年

(搭乗の制限)

第二十六条 事業者は、クレーンにより、労働者を運搬し、又は労働者をつり上げて作業をさせてはならない。

第二十七条 事業者は、前条の規定にかかわらず、作業の性質上やむを得ない場合又は安全な作業の遂行上必要な場合は、クレーンのつり具に専用のとう乗設備を設けて当該とう乗設備に労働者を乗せることができる。

2 事業者は、前項のとう乗設備については、墜落による労働者の危険を防止するため次の事項を行わなければならない。

一、とう乗設備の転位及び脱落を防止する措置を講ずること。